●●●『資格確認書』●●●

(イメージ)

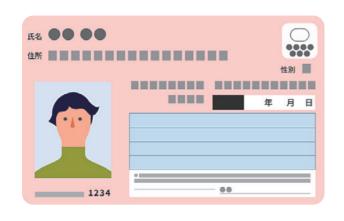


形状	紙カード
有効期限	発行から4年経過後の年末まで ※例1:令和7年1月6日交付 ⇒令和11年12月31日まで有効 ※例2:令和7年12月26日交付 ⇒令和11年12月31日まで有効
返却	有効期限後は返却なし。 有効期限内に喪失・削除の場合は返却。

医療機関・薬局では、 以下のいずれかで受付をお願いします

マイナ保険証

受付時に顔認証ができない際に必要となる、マイナンバーカードの 4桁の暗証番号をお忘れなく!



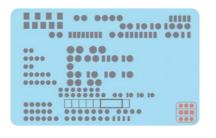
何らかの事情で、マイナ保険証での 受付ができない場合

問合せ



健康保険証

令和7年12月1日まで



資格確認書



組合本部 適用課 TEL 03-3663-1361代 城西支部 適用係 TEL 03-3342-8821代 城南支部 適用係 TEL 03-5537-2400代 城北支部 適用係 TEL 03-3980-1501代

マイナ保険証をお持ちでない方へ 資格確認書をお送りいたします

令和7年12月2日から、従来の健康保険証は使用できなくなります。今後は、マイナンバーカードを保険証として利用する『マイナ保険証』、または『資格確認書』にて医療機関等を受診することになります。

なお、<u>従来の健康保険証をお持ちの方</u>で、下記対象者の方に事業所経由で『資格確認書』を一斉 交付します。(申請は不要です)

資格確認書一斉交付対象者(令和7年9月末時点において)

- ①マイナンバーカードを持っていない方
- ②マイナンバーカードを持っているが、マイナ保険証の利用登録をされていない方
- ③マイナンバーカードの『電子証明書』の有効期限が切れた方
- ④マイナ保険証の保険証利用登録を解除した方
- ⑤当組合にマイナンバーの届出がない方

「資格確認書」の送付

- ●令和7年10月下旬ごろ
- 佐川急便の信書便にて事業所宛に送付
- 仟意継続被保険者の方は、レターパックにて登録住所へ送付

健康保険証について

- 令和7年12月1日までは、ご使用いただけます。
- ●令和7年12月2日以降は、健康保険証の返却は必要ありません。 ただし、資格喪失日が令和7年12月1日以前の場合は、各種届出書に添付し当組合に ご返却ください。

ご注意 ください! お手元に『資格確認書』が届いたら記載内容の確認をお願いいたします。 なお、記載内容に誤り等ございましたら、健康保険ご担当者様へご照会 くださいますようお願いいたします。

-3-